

## 10. 学生の福利厚生

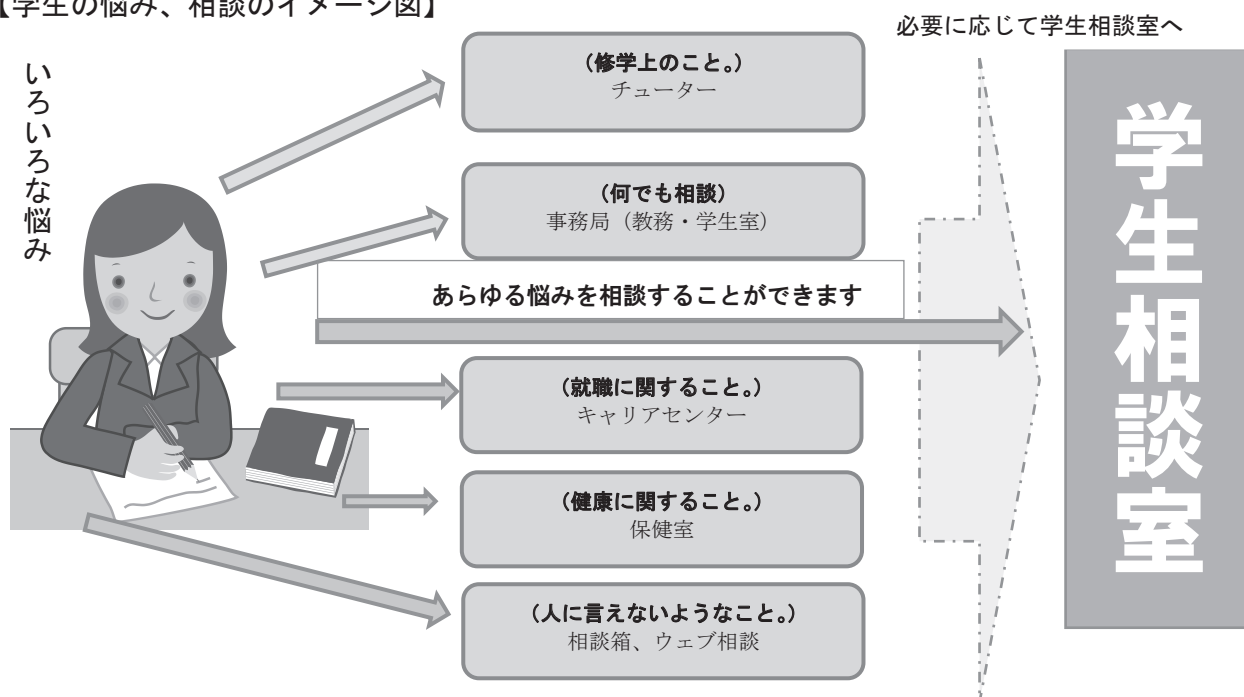
### (1) 学生相談窓口

大学生になると、高校生のときより活動範囲が広がり、また、自ら判断しなければならないことが増えます。その結果、多くの困難・試練に直面し、悩みも増えます。「艱難（かんなん）汝（なんじ）を玉にす」のことわざの如く、大学生は、それを乗り越えて成長するのです。

さて、悩みにもいろいろなものがあります。単位修得など修学上のこと、進路に関する事、身体や心の健康に関する事、人間関係に関する事等様々です。

これらの悩みに応えるため、さまざまな学生相談窓口を設置していますので、利用してください。

#### 【学生の悩み、相談のイメージ図】



#### ① 保健室

1号館1階（北出入口東側）に保健室があります。保健室には養護教諭が常駐し、みなさんが心身ともに健康で、有意義な学生生活を送ることができるように、定期健康診断、救急処置、健康相談などを行っています。授業中、あるいは課外活動中に起きた疾病・負傷の救急処置をします。また、心身の問題や悩みごとなどの相談にも寄り、問題解決のための支援を行います。相談内容についての秘密は堅く守りますので、気軽に相談してください。

#### ② 相談箱・メール相談窓口

本学では、学業に関するだけでなく、心身の健康や学生生活を送る上でのさまざまな悩み（学業のこと、詐欺や悪徳商法に関する事、ストーカー問題など）に関して、メールで相談に応じていますのでご利用ください。

1人で思い悩まず、まずは気楽にご相談ください。さらに、手紙での相談も受け付けていますので、1号館3階エレベーターホールに設置してあるポストに投函してください。いずれも相談内容については秘密を厳守しますので安心してご利用ください。

アドレス：nandemo-soudan@mizuho-c.ac.jp

### ③ キャンパス・ハラスメントに関する相談

これは、キャンパスの中（大学・大学院・短期大学など）で起こる人権侵害のことをさします。本人の意図に関わらず、相手側が不快に思ったり、不利益を受けたと感じたりした場合はキャンパス・ハラスメントとみなされます。

代表的なハラスメントとしては

- |               |  |
|---------------|--|
| ・セクシャル・ハラスメント | 相手の望まない性的言動や行動により不快感・不利益を与える行為           |
| ・パワー・ハラスメント   | 上下関係がハッキリしている中での不当な言動や行動により不快感・不利益を与える行為 |
| ・アルコール・ハラスメント | 一気飲み等、無理やりアルコールを飲ませる行為                   |

等があります。（p. 169～175も参照）

キャンパス・ハラスメントを目撃したら、相手にそれを伝えるか、学内の相談窓口などに伝えることが重要です。一言を言えるあなたのその勇気が一番大切です。

キャンパス・ハラスメントだと感じた場合は、その行為を受け入れず、相手に対し自分の意思をハッキリ伝えましょう。仮に相手が目上の人や先輩であっても、ハッキリ「ダメ」という意思を伝える事が重要です。自分の意思を示すその勇気が一番大切です。

- ・教務・学生委員会の教職員を直接訪ねる。友人や親族等との同伴で訪ねてくださっても結構です。
- ・電子メールを使用して相談する。アドレス：[nandemo-soudan@mizuho-c.ac.jp](mailto:nandemo-soudan@mizuho-c.ac.jp)
- ・身近な教職員に相談する。
- ・学内設置のなんでも相談窓口（ポスト）に投稿する。（匿名で投函していただいても結構です。）

### ④ 学生相談室

毎週所定の時間帯に、学生相談の専門家である臨床心理士の先生に相談をすることができます。単位修得など修学上のこと、進路に関すること、身体や心の健康、人間関係に関する事等、いろいろな相談に応じていただけます。事前の予約が必要となりますので、事務局または保健室に申し出てください。

## (2) 定期健康診断

- ① 学校保健安全法に基づき、毎年4月に定期健康診断を実施します。

これは、全学生を対象に、身体計測、胸部X線撮影、血液検査、尿検査、内科検診などを行います。（胸部X線撮影は1年生のみ）

なお、希望者は、麻しん抗体検査、風しん抗体検査、水痘抗体検査、ムンプス抗体検査、胸部X線撮影（1年生を除く）等の検査を自己負担にて受けることができます。また、これらの検査費用については別途通知します。

健康診断の結果は、各種校外実習や就職試験における証明などにも用いられます。

- ② 定期健康診断を、やむを得ない理由により受診できない場合には、各自が保健所、病院その他の医療機関で健康診断を受け（自費負担）、診断書を保健室へ提出しなければなりません。この診断書が提出されない場合、「健康診断書（写）」を発行することはできません。
- ③ 診断の結果、疾病その他の異常またはその疑いのある場合には、各自で精密検査を受け、必要ならばその治療を行い、保健室に報告する必要があります。